

新型コロナウイルス感染症に感染した場合等の対応について

(在学生の皆さまへ)

以下を参考に対応してください。

なお、毎朝、検温し、健康状態のモニタリングを行ってください。

【感染を疑わせる症状が出た場合】

1. 発症初日

発熱、咳、全身倦怠感等の症状がある場合、あるいは、体温が 37.5℃以上ある場合（無症状の場合も含む）

(1) 当該の学生は、登校しないでください。

(2) 以下の「連絡事項」について、各自の所属するキャンパスの学生支援課もしくは学科教員へ電話又はメール等でお知らせください。

【学生支援課】 神埼 C : (電話) 0952-37-9208 (メール) nky_gakusei@nisikyu-u.ac.jp

佐賀 C : (電話) 0952-31-3066 (メール) gakuseika@nisikyu-u.ac.jp

小城 C : (電話) 0952-37-0136 (メール) nky_kango@nisikyu-u.ac.jp

《連絡事項》

- ・発症までの症状の経過に関する情報：いつ頃からどんな症状があったか？熱がいつからどの程度まで上昇したかを含めた経過等
- ・同居する家族に関する情報：同居家族の症状の状況等（新型コロナウイルス感染者の有無を含む）
- ・行動に関する情報（登校状態や国内外の移動歴等）※すでに配布している行動歴記入シートのコピーの提出でも可
- ・新型コロナウイルス感染者との接触に関する情報：感染者への接触歴の有無・国内外の旅行歴等

(3) 症状により、次の対応をしてください。

①発熱を含め局所あるいは全身症状が強くない時は、自宅で安静待機してください。不要不急の外出は避けてください。

②発熱を含め局所あるいは全身症状が強い時は、症状次第で近隣医療機関に相談してください（風邪やインフルエンザ等の可能性もあります。風邪やインフルエンザ等の心配がある場合には、かかりつけ医等にご相談ください。）。

③発熱を含め強い倦怠感や息苦しさ（呼吸困難）がある時は、専門の「帰国者・接触者相談センター」に電話で相談してください。

※「帰国者・接触者相談センター」へ電話相談する際も、上記「連絡事項」の内容を伝えてください。

(4) 以降、毎日2回（朝・夕）に検温を行い、体温や症状等を記録するようにしてください。

2. 発症翌日及び翌々日

1) 発熱・咳・全身倦怠感等の症状等を含め、各種薬剤を内服しないで、体調が完全に回復した場合

(1) 体調が改善した翌々日から、登校可とします。

※登校の前に各自の所属するキャンパスの学生支援課へ連絡してください。

(2) 当面の間、マスクを着用し、手洗い、咳エチケットを徹底してください。

2) 症状が続いている場合

(1) 発症初日と同様に対応して下さい（所属するキャンパスの学生支援課もしくは学科教員への連絡も含む）。

(2) 強い倦怠感や息苦しさ（呼吸困難）がある場合、あるいは、高齢者をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方、妊婦の方等は、上記症状が2日以上続いている場合、専門の「帰国者・接触者相談センター」に電話で相談してください。

(3) 基礎疾患がある方は、主治医への相談も検討してください。

3. 発症後4日目以降

1) 発熱・咳・全身倦怠感等の症状等を含め、各種薬剤を内服しないで、体調が完全に回復した場合

(1) 体調が改善した翌々日から、登校可とします。

※登校の前に所属するキャンパスの学生支援課へ連絡してください。

(2) 当面の間、マスクを着用し、手洗い、咳エチケットを徹底してください。

2) 発熱、咳、全身倦怠感などの症状が4日以上続いている場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む）

(1) 各自の所属するキャンパスの学生支援課もしくは学科教員へ電話又はメール等で連絡してください。

(2) 専門の「帰国者・接触者相談センター」に電話で相談し、医療機関の受診をご検討ください。

【感染した場合】

(1) 当該の学生は、完治するまで登校停止とします。

(2) 感染が判明した際は、以下の「連絡事項」を早急に各自の所属するキャンパスの学生支援課もしくは学科教員へ電話又はメール等でお知らせください。

《連絡事項》

- ・ 診断された医療機関名
- ・ 診断年月日
- ・ 診断までの症状の経過に関する情報：いつ頃からどんな症状があったか？熱がいつからどの程度まで上昇したかを含めた経過等
- ・ 同居する家族に関する情報：同居家族の症状の状況等（新型コロナウイルス感染者の有無を含む）
- ・ 発症2週間前までの行動（登校状態や国内外の移動歴等）
- ・ 新型コロナウイルス感染者との接触状況（感染者との接触や流行地等への移動歴等）

・発症してからの学内での動線（通学経路、トイレ等：消毒を検討する箇所等）

(3) 医療機関の指示に従い、治療に専念してください。

(4) 完治するまで登校停止とし、主治医の許可が出てから、登校可とします。

※主治医の許可が出たら、登校の前に所属するキャンパスの学生支援課へ連絡してください。

【濃厚接触者として特定された場合】

(1) 当該の学生は、登校停止とします。登校停止期間は、感染者と最後に濃厚接触※1をした日から起算して2週間とし、その間、不要不急の外出は避けてください。

(2) 濃厚接触者として判明した際は、各自の所属するキャンパスの学生支援課もしくは学科教員へ電話又はメール等で連絡してください。

(3) 登校停止期間中に感染を疑わせる症状が出た場合には、「感染を疑わせる症状が出た場合」に沿って対応してください。

(4) 2週間経過後、症状が出ていない場合は、登校可とします。事前に所属するキャンパスの学生支援課へ連絡し、登校してください。授業欠席等の対応については、所属するキャンパスの教務課へ相談してください。

※1「濃厚接触」とは…濃厚接触かどうかを判断する上で重要な要素は二つあり、①距離の近さと②時間の長さです。必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（目安として2メートル）で一定時間以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。新型コロナウイルス感染症対策専門家会議では、対面で人と人との距離が近い接触（互いに手を伸ばしたら届く距離で2メートル程度）が、会話などで一定時間以上続き、多くの人々との間で交わされる環境は感染を拡大させるリスクが高いとされています。（厚生労働省 HP 令和2年4月3日時点）

上記において医療機関を受診する際には、マスクを着用するほか、手洗いや咳エチケットを徹底し、他者への感染を避けるための努力をお願いします。

《参考》

新型コロナウイルスに関する Q&A（厚生労働省 HP より）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

帰国者・接触者相談センター（厚生労働省 HP より）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html